



日本共産党区議会議員清水菊美

こんにちは

ニュース

連絡先 清水菊美事務所

03-3766-2630

2019年 11月



2020年度予算要望書提出

党区議団・地区委員会

要望書は、区内各種団体と懇談し、実態調査で寄せられた多くの区民の声を踏まえ、▽区民の命と財産を守る防災対策、▽不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業と生活を守る▽尊厳ある生をまっとうする介護保険▽子育て支援・高齢者・障害者福祉の

ために▽不要不急の大規模開発をやめ、区民のための施策に転換を等、重点27項目、新規45項目の合計433項目にわたります。
清水菊美区議が要望書について説明し、区民の切実な声に応える予算編成を求めました。

大田区に 台風被害救援募金

松原区長に手渡す

日本共産党大田区議団・地区委員会は18日、党に寄せられた災害救援募金50万円を大田区に届け、松原区長が受け取りました。

目録

金 五拾萬圓也

寄せられた災害救援募金から、義援金としてお贈り申し上げます。

二〇一九年十一月

日本共産党中央委員会

日本共産党東京都委員会

日本共産党大田地区委員会

大田区長

松原 忠義 殿



台風15・19号対策で緊急申し入れ 党区議団が松原区長へ

台風15号、19号で大きな被害が出ており、対策を求める緊急申し入れを行いました。清水耕次副区長が応対しました。

申し入れ書は、避難状況の調査をもとに、「幅広く区民の声を聴き集約し、当面の対策強化とともに今後に生かす」「強風や浸水により損壊した家屋の区民に対し、速やかな生活再建ができるよう区

が区内建築関係団体と連携をして対応し支援する」

要望項目は、▽被災した区内中小業者への緊急融資などの支援▽台風や豪雨などを想定した避難場所の設置、避難勧告のタイミングなどの改善、避難場所で安全・安心、健康が保たれる基準改善。▽浸水などで居住が困難な世帯への公的な住宅の提供。▽防災無線や、

区ホームページへのアクセスなど情報提供の問題点の究明、改善。▽地域防災計画の抜本的見直し。

区立前の浦集會室 廃止になります

区は来年3月末で大田区立前の浦集會室を廃止します。議会も賛成多数で可決しました（日本共産党は反対）。障害者施設の充実が廃止の理由ですが、同規模の集會室は大森南地域や周辺地域にはあ

りません。小中学校の体育館や多目的室は飲食ができないといわれています。大森東特別出張所は町会・自治会関係しか利用できません。さらに大森南地域には老人いこいの家や区民センターや文化センターがありません。また、昨今は自然災害が後を絶たず、避難できる公共施設がもつとほしいという声があがっています。前の浦集會室に代わるだれでも利用できる公共施設が必要です。



2019年10月25日

大田区長 松原忠義 様

台風15・19号被害への対策等を求める緊急申し入れ

日本共産党大田地区委員会
日本共産党大田区議団

10月12日に上陸し、夜半にかけて猛威を振るった台風19号は、区内では約1万人が避難し、特に田園調布4・5丁目地域は丸子川の影響で浸水被害が590件となりました。建物破損等が249件、倒木102件、発生するなど区内に大きな被害をもたらしました。こうしたことから国は大田区に10月19日に災害救助法を適用しました。

日本共産党は、水害時緊急避難場所（自主避難スペース含む。以下避難場所）や被害状況の調査、被災された方々から聞き取りなどを行ってきました。これまでに把握した切実な要望について、下記の通り緊急に申し入れます。

記

1. 今回の台風15・19号の被害について幅広く区民の声を聞き集約し、当面の対策強化とともに今後に生かすこと。
2. 強風や浸水により損壊した家屋の区民に対し速やかな生活再建が出来るよう大田区が区内建設関係団体と連携をして対応し支援すること。
3. 被災した区内中小業者に対し緊急融資などの支援を生業を支えること。
4. 台風や豪雨などを想定した避難場所の設置、避難勧告のタイミングや誘導の方法、備蓄など、改善を図ること。避難場所のあり方について、安全・安心、健康が保たれ、プライバシーを保護し、女性や要配慮者を十分に考慮した避難場所の基準の見直し、改善を行うこと。
5. 浸水や家屋損壊等、孤立などで居住が困難な世帯に対し、区営住宅や都と連携をして都営住宅や公社住宅などの提供を速やかに行うこと。
6. 情報提供について、防災無線が聞こえなかったり、大田区ホームページへのアクセスが集中しつながらなかったなどの問題が起きた。直ちに問題点を究明し、改善を図ること。
7. 被害想定に見合った避難計画や避難場所の改善など地域防災計画の抜本的見直しを行うこと。

以上

法律相談

顧問弁護士が相談にのります。
事前に連絡をお願いします。

12月26日（木）
午後3時～5時

清水菊美事務所
3766-2630



廃止される前の浦委集會室